

第2章 自然と人間との共生の確保

第1節 生物多様性の保全・活用

1 現状と課題

地球上には、3,000万種ともいわれる多様な生物種が存在していますが、これらはそれぞれの生態に適した環境と密接に結びあいながら生息・生育しています。「生物の多様性に関する条約」（生物多様性条約）では、**生物多様性***を生態系、種、遺伝子の3つのレベルで捉えており、このどれもが適正に保全されることが必要であるとされています。

しかしながら、現在、生物多様性は人為の影響によって大きな脅威にさらされています。一つには開発や乱獲や汚染等、直接的にもたらす種の減少や絶滅、生態系の破壊、分断を通じた生息生育域の消滅や減少であり、また、生活、生産様式等の変化に伴い自然に対する人為の働きかけが失われること等による里地里山等における環境の質の変化、種の減少や生息・生育状況の変化も挙げられます。さらには、**外来生物***による生態系のかく乱も、大きな問題となっています。

府では、関係法令による体系的な保全対策や各種施策による保全の取組、自然とのふれあいの場づくりや機会の提供等、様々な取組を進めています。

2 多様な自然の保全

①希少な野生生物等の保全

野生生物の種は、生態系の基本的構成要素であり、その多様性によって生態系のバランスを維持しています。府内は日本海型気候から太平洋型気候に至る気候区分により、自然環境の変化に恵まれ、多様な野生生物の種を有しています。

しかし現在、全国的に多くの野生生物がその生存を脅かされており、府内においても例外ではありません。このような野生生物の多様性を維持するためには、生物種や独特の生物群集を人為により消滅させてはならず、さらには絶滅のおそれのある種だけでなく、身近な自然の中に生息・生育している普通種も含めた多様な動植物相を全体として保全していかなければなりません。

生物の種は、生物圏における基本単位であり、その絶滅は種レベルの減少を引き起こすだけでなく、その種が構成要素となる自然生態系のバランスを変化させるおそれがあることから、種の保存は極めて重要であり、種の絶滅防止のための施策の推進は緊急の課題であるといえます。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）では、野生生物の種の絶滅を防止するため、国内希少野生動植物を指定するとともに、捕獲・流通等の規制、生息地等保護区の指定、保護増殖事業の実施をはじめとする各種施策を総合的に推進することとしています。27年12月現在、全国で130種の国内希少野生動植物種が指定されていますが、そのうちアユモドキやイタセンパラ等の十数種については、府内でも生息が確認されています。

(1) 「府レッドデータブック*」の発刊

府では府内における絶滅のおそれのある野生生物や保護を要する地形地質、学術上重要な自然生態系について、その現状や保全対策を複合的に把握し、府内の生物多様性を保全する施策の基礎的データとして活用するため、10年度から4年間かけて府レッドデータ調査を行い、14年6月に「府レッドデータブック」を発刊しました。その後10年余りが経過し、絶滅のおそれのある野生生物を取り巻く府内の環境も大きく変化したことから、25年度には野生生物編リストの改訂版を公表、27年度には近年の府内の自然環境の変化に対応するため、2002年版の内容について全体的な見直しを行うとともに、地衣類や車軸藻類等、地域環境の変化に影響を受けやすい分類群も新たに対象にした「府レッドデータブック2015」を発刊。府内図書館や府政情報センターへの配布のほか、普及版の発刊、府ホームページでの公表を行っています。

ア 野生生物

「府レッドデータブック2015」に掲載された野生生物（括弧内は2002年版の種数）は、動物790（721）種、植物1,027（802）種、菌類118（72）種の計1,935（1,595）種で、分類群別の選定種数は資料編資料7のとおりです。

「府レッドデータブック2015」では、府内の野生生物を取り巻く環境が大きく変化したことから改訂を行いました。その結果、300種を超える野生生物が新たに絶滅のおそれがある種として掲載され、多くの種がより危険性の高いカテゴリーのランクへと移行されるなど、府内においても生物多様性の危機が一層進行していることが明らかになりました。その大きな原因はニホンジカの急増や里山の放置等による下層植生の消失で、それに伴い絶滅のおそれのある野生植物の種が増え、そこに生息する昆虫や小型哺乳類も絶滅のおそれが高まっています。また、アライグマやブラックバス等による捕食や、チュウゴクオオサンショウウオと在来種との交雑等、外来種による影響も顕著になりました。一方で今回調査が進んだことにより、これまで府内では既に絶滅したと思われていた種の再発見や新たな生息地が発見された例もありました。

図3-9 府レッドデータブック



イ 地形・地質・自然現象

「府レッドデータブック2015」（括弧内は2002年版）に掲載された地形は218件（86件）、地質は402件（90件）、自然現象は37件（37件）で、分野別掲載数は資料編資料7のとおりです。その中には天橋立や瑠璃浜、深泥池等の身近な地形や貴重な化石や鉱物等が掲載されています。

ウ 自然生態系の結果

府内の自然生態系の現状として、「地域生態系」「生息生育地」「人間-環境系の歴史的側面」の3つの観点から取りまとめました。地域生態系では府内の重要な植物群落36群落の特徴と分布等のほか、地域生態系レッドリスト162カ所を紹介しています。そのほか、生息生育地として桂離宮での合同現地調査結果を、人間-環境系の歴史的側面として、府内におけるかつての自然景観やその背後にあった人と自然との関わり等を現在との比較も含めながら紹介しています。

(2) 「府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」

府では、19年に「府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」を制定し、絶滅のおそれのある野生生物の保全対策を推進しています（20年4月施行）。

ア 条例の目的

府内に生息・生育する野生生物が府民の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、府・府民等が協働して絶滅のおそれのある野生生物の保全を図り、生物の多様性が保持された良好な自然環境を確保し、これを府民共有の財産として次世代に継承する。

イ 条例の特色

(ア) 府民協働による保全対策を推進（生息地等協働保全制度）

- ・指定された希少野生生物の生息地等を保全するため、地域住民や保全団体、関係団体等が協働して取り組む仕組みを作り、これを支援する。
- ・保全すべき野生生物の種の指定にあたって、専門家の意見を聞くとともに、府民提案を募集し、府民の参画を得ながら進めるものとする。

(イ) 府独自規制によるきめ細かな保全対策

条例に反して捕獲等された個体の「所持」や、「販売目的の広告」、「繁殖期の巢の破壊

等」を禁止するなど、きめ細かな保全対策を講じるものとする。

(ウ) 府内の希少な野生生物の絶滅を防ぎ、府内各地域固有の生物多様性を保全

「種の保存法」によって保護される全国的に希少な野生生物以外であっても、府内で絶滅のおそれのある野生生物を対象に保全を図り、府内の生物多様性を守る。

ウ 条例の主な内容

(ア) 保全すべき種の指定

知事は、府内で絶滅のおそれのある野生生物の中から専門委員会が作成する候補案と府民提案をもとに環境審議会の意見を聞いて「指定希少野生生物」を指定する。

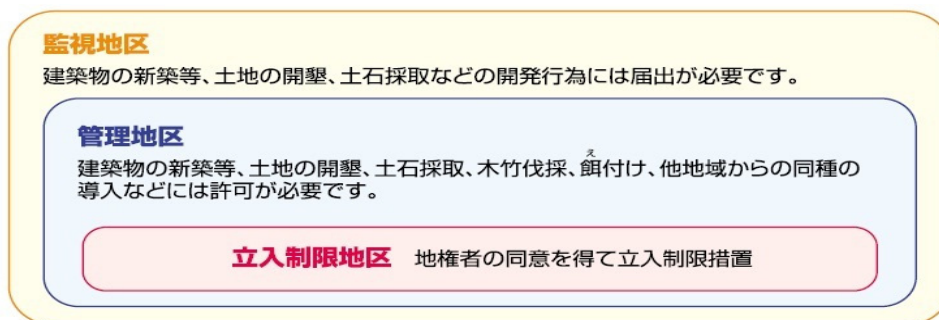
(イ) 指定希少野生生物の個体に関する規制

- ・ 生きている個体の捕獲、採取、殺傷、損傷
- ・ 繁殖を保護するため知事が定める巢の破壊、損傷
- ・ 生きている個体、その器官又はその加工品の所持、譲渡し、譲受け、引渡し、引受け
- ・ 販売目的の陳列及び広告

(ロ) 生息地等の保全に関する規制

知事は、指定希少野生生物の保全のため重要と認める区域を生息地等保全地区として指定する。

図 3-10 生息地等保全地区の概要



(エ) 保全回復事業の認定等

- ・ 府は、指定希少野生生物の保全を図るための事業（保全回復事業）の事業計画を定め、必要があると認める場合は保全回復事業を実施するものとする。
- ・ 国及び市町村が保全回復事業を実施する場合は、知事の確認を受けることができる。
- ・ 国及び市町村以外の者が保全回復事業を実施する場合は、知事の認定を受けることができる。
- ・ 知事の確認又は認定を受けた保全回復事業については、生息地等（管理地区及び監視地区）の保全に関する規制の適用を除外するものとする。

(オ) 府民協働による保全回復事業（生息地等協働保全制度）

- ・ 地域住民、その他の団体等と協働して保全回復事業を行おうとする保全団体は、知事の登録を受けることができる。
- ・ 知事の認定を受けた保全回復事業を行う登録団体は、地域住民等と協働してより効果的に保全回復事業を実施するための協定を締結し、知事の認定を受けることができる。
- ・ 知事は認定を受けた協定に係る事業の実施について、登録団体に対して必要な支援を講じるものとする。

(カ) 外来生物に関する対策

- ・ 府は、外来生物が絶滅のおそれのある野生生物に与える影響の把握、当該外来生物に関する施策を実施する市町村への助言等必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(キ) その他条例で定める事項

- ・府は、府民、保全団体、行政機関、学識経験者等と連携し、絶滅のおそれのある野生生物の保全を推進する体制を整備するものとする。
- ・府は、絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する府民の取組を推進するため、保全活動を支える人材の育成に努めるものとする。
- ・府は、生息地等保全地区に関する規制の適用に当たっては、農林漁業等の生業の安定及び福祉の向上に配慮しなければならない。

(ク) 罰則

「種の保存法」に準じて指定希少野生生物の個体の取扱規制及び生息地等保全地区における規制に違反した者に罰則を課すものとする。

(3) 条例の運用状況

ア 指定希少野生生物※の指定

27年末現在、25種の指定希少野生生物を指定

ほ乳類	ニホンカワネズミ、ヤマコウモリ、オヒキコウモリ、ニホンモモンガ
鳥類	ヒメクロウミツバメ、オオタカ、タマシギ、コアジサシ、ブッポウソウ
両生類	カスミサンショウウオ、アベサンショウウオ、オオサンショウウオ、ナゴヤダルマガエル
魚類	イタセンパラ、アユモドキ
昆虫類	ヒヌマイトトンボ
貝類	カタハガイ
種子植物	フクジュソウ、オグラコウホネ、レンリソウ、フナバラソウ、イワギリソウ、オオキンレイカ、ベニバナヤマシャクヤク
コケ植物	ホソバミズゴケ

※指定希少野生生物：絶滅のおそれのある野生生物のうち、特に保全を図る必要があるものとして知事が指定した野生生物。指定希少野生生物に指定されると捕獲等の行為が禁止される。

イ 「府保全回復事業計画」の策定

ホソバミズゴケを除く24種の野生生物の保全回復事業計画を策定し、保全対策を効果的に推進

ウ 保全団体の登録

団体名	対象野生生物	登録年月日
特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク	アユモドキ	20年5月27日
青葉山レインジャー隊	オオキンレイカ	20年6月5日
乙訓の自然を守る会	オグラコウホネ	20年7月22日
特定非営利活動法人やましる里山の会	レンリソウ	20年9月25日
美山産官学公連携協議会	ベニバナヤマシャクヤク	22年6月14日
特定非営利活動法人やましる里山の会	フナバラソウ	23年9月25日
特定非営利活動法人やましる里山の会	カスミサンショウウオ	23年9月25日
鹿背山倶楽部	カスミサンショウウオ	23年11月28日
雲ヶ畑・足谷人と自然の会	ベニバナヤマシャクヤク	24年9月7日

エ 認定保全回復事業

事業名	団体名	対象野生生物	認定年月日
口丹波地域アユモドキ保全回復事業	特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク	アユモドキ	20年5月30日
舞鶴市青葉山地域オオキンレイカ保全回復事業	青葉山レインジャー隊	オオキンレイカ	20年7月30日
京都府南部地域オグラコウホネ保全回復事業	乙訓の自然を守る会	オグラコウホネ	21年6月1日

内久保地域ベニバナヤマシヤクヤク保全回復事業	美山産官学公連携協議会	ベニバナヤマシヤクヤク	22年7月8日
京都府木津川市鹿背山一帯カスミサンショウウオ保全回復事業	鹿背山倶楽部	カスミサンショウウオ	24年5月1日
雲ヶ畑・足谷地区ベニバナヤマシヤクヤク保全回復事業	雲ヶ畑・足谷人と自然の会	ベニバナヤマシヤクヤク	24年11月13日

オ 認定協定

下記団体の締結した協定について認定

特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク、青葉山レインジャー隊、美山産官学公連携協議会、雲ヶ畑・足谷人と自然の会

カ 府民協働推進事業

協定の認定を受けた事業について下記団体と事業を「指定希少野生生物保全回復府民協働推進事業」として支援

支援団体 特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク、青葉山レインジャー隊、美山産官学公連携協議会、雲ヶ畑・足谷人と自然の会、乙訓の自然を守る会

支援事業 協定で保全対象とする希少種の調査、生息を脅かす外来種の駆除調査、看板設置等保全のための啓発

キ 推進体制

希少野生生物の保全を推進するために、啓発活動や情報提供を行う希少野生生物保全推進員を委嘱するとともに、推進体制として府希少野生生物保全ネットワークを整備し、関係各機関相互の情報交換・情報共有を目指す。

(4) 住民との協働による絶滅危惧種・生息地の保全モデル事業

地域住民・NPO、行政等がパートナーシップにより絶滅危惧種やその生息地を保全する「生息地等協働保全制度」のモデル事業として、府レッドデータブック絶滅寸前種『アユモドキ』を事例に、住民協働方式による保全プロジェクトを実施しました。

【アユモドキ】

図3-11 アユモドキ

ドジョウ科の淡水魚類（日本固有種）。全国で亀岡市桂川水系と岡山市旭川水系・吉井川水系の2カ所だけに生息する絶滅寸前種。かつては南丹市八木町内の用水路にも生息していたが、すでに絶滅。アユモドキが減少した原因は、密漁による乱獲のほか、水田の耕作方法の変化や用水路への水供給の停止、河川への汚水の流入等が指摘されている。アユモドキを絶滅から守るためには、地域住民の理解と協働した保全の取組が重要な課題となっている。「京都の自然200選（動物部門）」に選定。



○事業の内容

ア アユモドキ生息調査

調査期間：17～19年度

調査内容：桂川流域での生息調査、産卵行動の調査等を実施

イ 密漁防止対策（17年度）

アユモドキの密漁防止対策として、パトロール等の取組を行う。

ウ アユモドキ保全対策

(ア) アユモドキを活用した地場産業の展開と環境保全調査（17年度）

アユモドキが生息する亀岡においてアユモドキを活かした地場産業の展開の調査を実

施。農業と関わりの深いアユモドキを活用した農業のあり方について調査等をし、保全と活用の両方の要素を持った展開の検討を行った。

(イ) アユモドキカムバック大作戦（18～19年度）

水田と水路を行き来していたアユモドキを現在の水田にも呼び戻すこととアユモドキやその生息環境を知ってもらうためにアユモドキの保全と農業体験を一緒に行う環境学習を実施した。

(ウ) アユモドキアドバイザー会議（21年度～）

桂川河川工事の実施にあたり、アユモドキの生息環境に配慮するため、専門家や有識者からなるアドバイザー会議を設置し、生息調査の実施や生息環境に配慮した改修計画や施工方法等について技術的な助言を得た上で計画を立案し施工している。

3 自然環境の体系的な保全

府は日本海から内陸に至る南北に長い地域であるため、北部は日本海型気候に属し、冬期に積雪が多く見られるのに対し、南部は比較的温暖な瀬戸内海気候に属し、山間部や盆地では寒暖の差が大きいなど内陸性気候の特色も持ち合わせています。また、原植生は冷温帯ではブナ等の落葉広葉樹林、暖温帯ではシイやカシ類の照葉樹林であると考えられますが、自然現象によるかく乱も含め、特に人為的な影響により大部分が代償植生に置きかわっています。このため、府内ではアカマツやコナラ等の二次林により構成された里山が多く、人の手がほとんど加わっていない自然植生は河川源流部や社寺林等の局地的に残るのみとなっています。このような多様な植物相や変化に富んだ気候条件、複雑な地形等の自然条件により、府内の自然生態系も多様なものになっています。

府では、これら多様な自然生態系を保全するため、自然環境保全に関連する各種法令に基づき保護区域を設置するなど、関係諸施策を効果的に連携させ、総合的・重層的な保全に努めています。

①府自然環境保全地域等

(1) 保全地域の指定

府は、原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境、あるいは文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため、「府環境を守り育てる条例」に基づき、府自然環境保全地域及び歴史的な自然環境保全地域として指定し、厳正な保全を行うこととしています。

表3-15 府自然環境保全地域等指定状況

府自然環境保全地域	2地域	221.87ha (102.75ha)
歴史的な自然環境保全地域	10地域	297.83ha (109.30ha)
(総 面 積)		519.70ha (212.05ha)

注)面積欄中、()内は特別地区の面積です。

図3-12 府自然環境保全地域
(丹後上世屋内山地区)

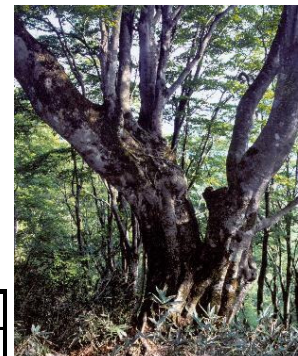


表 3-16 府自然環境保全地域等の概要

名 称		指定年月日	所 在 地	面積(ha)
歴	おとこやま 男山	昭58. 3. 15	八幡市八幡高坊	18.25 (4.75)
歴	いわとやま 岩戸山	昭59. 3. 15	福知山市大江町仏性寺日浦ヶ嶽	13.28 (10.37)
歴	はなせだいひざん 花背大悲山	昭60. 3. 15	京都市左京区花背原地町593	24.30 (18.70)
歴	とうのお 当尾	昭60. 12. 20	木津川市加茂町大字西小及び岩船	19.68 (2.33)
歴	おしおやま 小塩山	昭62. 3. 10	京都市西京区大原野石作町	28.38 (4.13)
歴	じゅうぶざん 鷲峰山	昭63. 3. 18	相楽郡和束町大字原山小字鷲峰山	27.76 (12.80)
歴	ごんげんやま 権現山	平元. 3. 24	京丹後市峰山町吉原権現山	14.83 (10.33)
歴	ぜんじょうじ 禅定寺	平2. 3. 9	綴喜郡宇治田原町大字禅定寺	15.60 (1.73)
歴	じょうしょうこうじ 常照皇寺	平6. 7. 12	京都市右京区京北井戸町	29.37 (8.48)
歴	こんごういん 金剛院	平9. 9. 12	舞鶴市大字鹿原	106.38 (35.68)
自	かたなみがわげんりゅういき 片波川源流域	平11. 3. 30	京都市右京区京北、左京区広河原菅原町	106.63 (35.60)
自	たんごかみせやうちやま 丹後上世屋内山	平14. 3. 26	宮津市字上世屋、京丹後市大宮町字五十河	115.24 (67.15)

注) 1. 名称欄中、「歴」は歴史的自然環境保全地域、「自」は府自然環境保全地域を示します。

2. 面積欄中、()内は、特別地区及び野生動植物保護地区の面積です。

ただし、当尾は特別地区の指定のみ、岩戸山の野生動植物保護地区の面積は10.27haです。

(2) 自然環境の保全及びふれあい対策

保全地域を適正に保全するため、保全地域案内板や標識類等を設置して保全地域の区域や禁止事項等について来訪者への周知を図るとともに、自然環境保全監視員を配置し、違法行為に対する監視・指導を行っています。また、地域住民による保全団体に対して、ゴミ拾いや草刈り等の保全管理事業を委託しています。

特に、府自然環境保全地域の第1号として11年3月に指定した片波川源流域には、府内でも特筆すべき豊かな自然が残されており、その厳正な保全のため重要な地域を公有地化するとともに、特別地区を設定して立入りを制限し、自然環境保全監視員による巡視指導、リーフレット、ポスターによる啓発や案内板、標柱、注意標識等の設置を行っています。

一方、同保全地域普通地区内にあるアシウスギ巨木の伏条台杉群生地（府指定天然記念物）では、自然とふれあい、自然を学ぶ場としての活用を進めるため、観察路を整備しました。

また、保全地域の案内役となり、来訪者の自然環境保全に対する理解を深めていただく手助けをする地元の自然観察インストラクターによる、様々な自然観察会も開催されています。

②自然公園等

(1) 府内自然公園の指定

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的に指定されるものです。自然公園には国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種があります。

府では、京都丹波高原国定公園が28年3月に新たに指定され、国立公園1カ所、国定公園4カ所、府立自然公園3カ所となりました。今後、「森の京都」等の取組と一体的に地域の保全と利活用を進めていく予定です。(特集参照)。

○国立公園

根拠法令：「自然公園法」

概要：我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海中の景観地を含む)であつて、環境大臣が関係都道府県及び中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。公園利用施設の整備、管理や行為許可事務、届出受理を行う公園管理者は環境大臣。

○国定公園

根拠法令：「自然公園法」

概要：国立公園に準じる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が関係都道府県の申出により中央環境審議会の意見を聴き、区域を定めて指定。公園管理者は府知事。

○府立自然公園

根拠法令：「府立自然公園条例」

概要：優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって府民の保健、休養及び教化に資するため、府内の優れた自然の風景地について、府知事が条例に定めるところにより、区域を定めて指定。公園管理者は府知事。

表 3-17 自然公園面積

区分	公園名	関係市町(県)名	指定年月日 (上段:当初 下段:最新)	面積 (ha)			
				陸域			海域公園
				計	特別地域	普通地域	
国立公園	山陰海岸	京丹後市 (兵庫県、鳥取県)	昭38.7.15 平26.3.31 (平26.3.31)	1,206 (8,783)	1,187	19	31 (146)
国定公園	琵琶湖	京都市、宇治市、宇治田原町 (滋賀県)	昭25.7.24 昭37.11.9 (平10.8.24)	1,643 (97,601)	1,643	—	—
	若狭湾	舞鶴市 (福井県)	昭30.6.1 平19.8.3 (平19.8.3)	3,738 (19,195)	3,543	195	—
	丹後天橋立 大江山	福知山市、舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町	平19.8.3 平19.8.3	19,023	18,299	724	—
	京都丹波 高原	京都市、綾部市、南丹市、京丹波町	平28.3.25 平28.3.25	68,851	60,488	8,363	—
	小計				93,255	83,973	9,282
府立自然公園	笠置山	笠置町	昭39.4.1	20	20	—	—
	るり溪	南丹市	昭39.4.1	36	21	15	—
	保津峡	京都市、亀岡市	昭39.10.20 昭57.3.30	71	68	3	—
	小計				127	109	18
合計 (府域)				94,588	85,269	9,319	31

(注) 面積の計の欄の () 内の数字は、他県に属する面積を含めた全面積

(2) 環境保全対策

ア 保護規制計画

自然公園においては、一定の公用制限のもとで風致景観を維持するため、保護規制計画を定めています。保護規制計画では、特に保護する必要がある地域を特別地域に指定し、工作物の新・改・増築、木竹の伐採、土地の形状の変更等を要許可行為として規制しています。また、特別地域に含まれない普通地域においては、一定規模以上の工作物の新・改・増築、土石の採取、水面の埋立て等の行為については届出制とし、現在の風景を極力保護するように努めています。

イ 管理と啓発

自然公園内の優れた自然の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、自然公園指導員を配置し、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防について、利用者等の指導

や適切な情報の提供を行っています。また、地域との協働によるクリーン活動や、広報紙・ポスター・ホームページ等による啓発活動を実施しています。

ウ 利用施設の整備

国立公園に関する利用施設計画及び整備計画を定めて、園地、野営場、歩道（遊歩道）等の整備を進め、野外レクリエーション活動の場として利用者の便に供しています。また、府立自然公園についても広く府民が利用できるよう各種の施設を設置して利用者の便に供しています。

エ 生態系維持回復事業制度の創設

22年9月の「府立自然公園条例」及び「府環境を守り育てる条例」の改正により、府立自然公園及び自然環境保全地域等において、シカの食害や他地域からの動植物の侵入等による生態系被害に対応するため、必要に応じて知事が生態系維持回復事業計画を定めることができるとともに、民間団体等が同計画に基づいて行う生態系維持回復事業を認定し、同事業について法の行為規制の適用を除外する規定を追加しました。

(3) 山陰海岸ジオパーク

地形・地質が変化に富み、優れた学術的価値を有する地質遺産を数多く抱えている山陰海岸地域（京丹後市から鳥取市）は、22年10月に「世界ジオパークネットワーク」に加盟認定され、4年後となる26年に西側の面積を拡大して更新審査を受け、再認定されました。また、27年11月、世界ジオパークの活動はユネスコが直接管理する正式プログラムとなりました（特集参照）。

府、兵庫県、鳥取県、京丹後市ほか関係市町等で組織した山陰海岸ジオパーク推進協議会（会長：豊岡市長）と連携し、ジオサイトの整備、学術調査研究活動の充実等を進めるとともに、環境学習体験やジオガイドの養成、観光振興等の取組を進めています。

図3-13 山陰海岸ジオパークのエリア



③ 鳥獣保護

○ 鳥獣保護区

根拠法令：「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」

概要：環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の捕獲を禁止しその安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的に鳥獣保護区を指定する。

指定：鳥獣保護区 63カ所 計24,546ha

特定猟具使用禁止区域(銃) 66カ所 計51,008ha (28年1月現在)

(1) 野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると同時に、人間の生活環境の保持・改善上欠くことのできない国民共有の財産です。

府内においても、野生鳥獣の保護管理に対する関心はますます高まっており、このような府民の要望に応えるため、府では、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき、第11次鳥獣保護管理事業計画（24～28年度）を策定し、人と野生鳥獣との共生の確保及び生物多様性の保全を図ることとしています。

ア 捕獲規制

野生鳥獣の適正な保護管理に当たっては一定の捕獲制限が必要であるため、狩猟可能な鳥獣は生息状況等から法令により48種とされていますが、府では「府レッドデータブック」に絶滅寸前種又は絶滅危惧種として登載されたツキノワグマ、ヤマシギ及びクロガモについても独自に捕獲禁止にしています。

また、鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域(銃)の指定に努め、保護を図ることとしています。

イ 緑の指導員の配置

鳥獣の保護管理、特に鳥獣保護区の管理及び狩猟の適正化を図るため、54名の緑の指導員を配置しています（森林を含む自然環境の保管理にも携わっています）。

ウ 保護管理

生息数の増加等により著しい農林水産業被害や生態系への影響が懸念される鳥獣や生息環境の悪化等により絶滅のおそれのある鳥獣について、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき特定鳥獣保護・管理計画を策定し、個体数の管理、被害の防除、里山の整備等による生息環境の適正な管理等を総合的に推進することとしています。

また、市町村が行う有害鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置に対して助成するなど、農林水産業被害の軽減に努めています。

エ 鳥獣生息調査等の実施

（野生鳥獣生息動態調査）

府内に生息する主要な野生鳥獣に関する基礎的データを得るため、専門調査機関に委託して調査を実施しています。

（鳥獣保護区等設定効果調査）

第11次鳥獣保護管理事業計画の円滑な推進のため、鳥獣保護区及びその周辺地域の生息状況について調査を行っています。

オ 傷病鳥獣の救護

傷病等により衰弱した野生鳥獣について、京都市動物園野生鳥獣救護センターや福知山市動物園、府・市獣医師会、市町村と連携協力しながら救護に当たり、自然の中に戻していくよう努めています。

カ 鳥獣保護意識の啓発

愛鳥ポスターコンクールの実施や巣箱等の資材配布、探鳥会等の指導等を通じ、自然保護意識の啓発を行っています。

④天然記念物

○天然記念物

根拠法令：文化財保護法

概要：文部科学大臣は、動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む）、植物（自生地を含む）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む）で我が国にとって学術上価値の高いものをその保護を目的に天然記念物に、また、天然記念物のうち特に重要なものを特別天然記念物に指定する。

○府指定・登録天然記念物

根拠法令：府文化財保護条例

概要：府域に存する天然記念物（動物、植物、地質鉱物）のうち、府にとって重要なものを

その保護を目的に指定・登録する。

指定：府指定天然記念物15種類（植物12種類、動物1種類、地質鉱物2種類）

府登録天然記念物6種類（動物5種類、植物1種類）

(1) 指定・登録状況

天然記念物は「文化財保護法」等に基づき、多様性に富み固有の文化形成にも寄与している自然を記念するとともに、学術的に貴重な自然を指定し、その保存を図ることを目的としています。

現在、「文化財保護法」に基づく天然記念物は、府内のもの10件と2府県にわたるもの（京都・滋賀）1件、地域を定めず指定されているが府に関係が深いもの5種が指定されており、そのうちカモシカとオオサンショウウオの2種は特別天然記念物となっています。

また、「府文化財保護条例」に基づく天然記念物は、地域を定めているもの16件と地域を定めていないもの5種が指定・登録されています。

その他、市町村においても条例により特異で貴重な自然を天然記念物に指定・登録し、保護を図っています。

(2) 天然記念物の保護対策

天然記念物に指定された区域においては、生育・生息環境の現状を変更する行為を制限し、また指定された貴重な動物種にあつては、捕獲を規制し、繁殖や生息に影響を及ぼすおそれのある行為の予防等を通じて、それらの保護を図ることに なっています。

さらに、指定された天然記念物については、その適切な保護管理を期すため、現状の把握調査、保存管理計画の策定、生息・生育環境の維持・改善や給餌等による個体数の回復措置の実施、農作物等の総合的な食害防止対策の実施、民有地の買い上げ等が行われています。

府では、特別天然記念物「カモシカ」の分布域の中でも重要な拠点として設定されている「伊吹・比良山地カモシカ保護地域」の府内該当地域において、分布状況、生息及び食害の実態把握調査を行い、本種個体群の適正な維持管理に取り組んでいます。

表3-18 府内の指定等記念物件数（27年4月1日現在）

法令区分	種別	特別史跡名勝天然記念物				史跡名勝天然記念物			
		史跡	名勝	天然記念物	計	史跡	名勝	天然記念物	計
文化財保護法による指定		3	11	0	14	84	43	10	137
府文化財保護条例による指定・登録		—	—	—	指 定	22	17	15	54
					登 録	—	1	6	7

⑤その他

○文化財環境保全地区

根拠法令：「府文化財保護条例」

概要：府教育委員会は「府文化財保護条例」の規定により指定・登録された有形文化財・記念物について、その保存のために必要があると認めるときは、文化財環境保全地区に決定することができる。

決定：府決定文化財環境保全地区 68地域

○文化的景観

根拠法令：「府文化財保護条例」

概要：府教育委員会は、「府文化財保護条例」の規定により、府又は市町村が保存及び修景のために必要な措置を講じていると認めるもののうち、府にとって重要なものを府選定文化的景観に選定することができる。

選定：府選定文化的景観 10件

○国内希少野生動植物種・生息地等保護区

根拠法令：「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」

概要：国内で絶滅のおそれのある野生生物種のうち政令で定める種を国内希少野生動植物種に指定し、その保存のため重要と認める保護区を生息地等の保護区として指定する。

指定：1カ所 13.1ha

4 外来生物への対応

国外や国内の他地域から、野生生物本来の移動能力を超えて、人為によって意図的・非意図的に導入された種を外来種と呼び、これらは地域固有の生物相や生態系に対する大きな脅威となっています。外来種は在来の近縁種との交雑、他の種の捕食や生息地の占奪による在来種への圧迫、寄生生物や感染症の持ち込み、農林水産業への被害等の悪影響を引き起こす種が数多くあります。ひとたび侵入した外来種が定着した場合、根絶することは極めて困難であることから、侵入の予防が最も重要ですが、侵入した場合には初期段階での対応、駆除・管理等の対策が必要となります。

17年6月には「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）が施行され、27年11月現在、アライグマ、ヌートリア、ウシガエル、オオクチバス、オオキンケイギク等の110種類の外来生物を「特定外来生物」に指定し、飼育、栽培、保管、運搬、販売、輸入、野外へ放つこと等を原則禁止しています。また、27年3月には、外来種対策の基礎的情報として「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」（生態系被害防止外来種リスト）が公表されました。特に侵略性の高い外来種429種が選定され、定着状況や対策の方向性等が整理されています。

府では、府内に存在する外来生物の状況を確認するために、17、18年度に外来生物実態調査を行い、「府外来生物データブック」を作成しました。府内における影響度と定着状況を元に分類し、アライグマやミシシippアカミミガメ、オオクチバス、スクミリンゴガイ等、603種を掲載しています。19年度には、これらの情報を取りまとめ、府民向けに外来生物対策の啓発を行う目的で「外来生物対策マニュアル」を作成し、対策に役立てています。

また、21年3月に特定外来生物のうち府内に生息するアレチウリ等の植物9種について防除実施計画を策定し、府が行う公共事業等で計画的な防除を行っています。

【アライグマ】

北米原産のアライグマは、現在、府内全域で生息が確認されており、農作物や生態系、文化財等への様々な被害が出ています。特に被害の多い中丹・南丹・山城地域では、府・市町村が協議会を組織し、捕獲・運搬、処分等の役割を分担しながら、「外来生物法」に基づく防除を行っています。

図3-14 アライグマ(特定外来生物)



【ヌートリア】

南米原産のヌートリアは、近年、京都市内を流れる鴨川で増加しており、生態系や景観上の点から問題となっています。人が餌を与えることが個体数増加の主な要因となっているので、府では餌やり禁止の普及啓発を行っています。24年度には餌やりが多い場所への看板の設置、動画サイトを利用した啓発を行ったほか、25～27年度は河川敷でのパトロールを実施し、生息状況の把握と餌やりをしている方への注意・指導を行っています。また、アライグマ防除の協議会体制を活用し、中丹・南丹・山城地域のヌートリア防除も行っています。

図3-15 ヌートリア(特定外来生物)



図3-16 餌やり禁止看板、餌やり禁止動画、河川敷パトロール



【アルゼンチンアリ】

図3-17 アルゼンチンアリ(特定外来生物)

南米原産のアルゼンチンアリが京都市伏見区内で定着しており、在来アリの駆逐等の生態系被害のほか、屋内での大量発生等、生活被害も問題となっています。府では環境省、京都市、地元住民等と協力し一斉防除を進めています。薬剤散布とその効果を調べるモニタリングを毎月行っており、分布拡大阻止、一部地域での密度減少等少しずつ効果が出てきています。



(薬剤散布状況)

5 自然の再生、里地里山の保全

府内の多様な自然環境を適正に保全・復元するため、15年度から19年度まで「緑と文化の基金」を活用した「府生物多様性保全推進事業」を実施し、希少種保護や外来種対策、名木古木の蘇生等、自然環境の保全を目的とした保全団体や市町村の取組に対して助成を行いました。

また、国においては開発等で損なわれた干潟や里山等の自然環境をNPOをはじめとする地域の多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな公共事業で再生することを目的とした「自然再生推進法」が14年12月に、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律」（生物多様性地域連携促進法）が22年12月に成立しています。

① 貴重な地形・地質や土壌の保全及び温泉の保護

府内には多種多様な地形・地質が存在し、その研究が進められています。そのため、府レッドデータ調査では、野生生物の生存基盤である地形・地質についても対象にして調査を行い、府内の地形・地質の現状を「府レッドデータブック」に取りまとめました。

また温泉については、府内の源泉数は23年度末現在133カ所、府内の分布状況は丹後地域が最も多く、次いで京都市域、中部地域の順となっています。

② 公共事業における自然環境への配慮

府では、道路や河川、港湾、農業農村整備等においても、環境との調和を視野に入れた取組を進めています。

道路整備においては、動植物や景観にも配慮したルートを選定、地域の植生の法面緑化への活用、市街地の歩道では雨水を地下に浸透させる透水性舗装の採用等を行っています。

河川整備にあたっては、9年の「河川法」改正に伴い「河川環境の整備と保全」が位置付けられており、間伐材や自然石等の自然素材を活用した水生生物にやさしい工法の採用や、落差工に魚道を設け魚の遡上ができるようにするなど、生態系に配慮した整備を行うとともに、人々にうるおいやすらぎを与える水辺空間の保全と創出のため、必要に応じて階段護岸や散策路などの親水施設を整備しています。

また、木製の治山ダムや透過型砂防えん堤の採用等、溪流の景観や生態系といった自然環境との調和を進める治山・治水・砂防事業、自然浄化能力を向上させる覆砂や天橋立の景観を守るサンドバイパス工法等の港湾・海岸事業、石積み護岸や“深み”のある水路、ビオトープの採用等水生動植物の生息環境の保全にも配慮しながら行う農業農村整備事業、府内産木材を使用した公営

住宅整備等、環境の保全と創造を推進しています。

さらに、15年度に策定したアクションプラン「『環』の公共事業行動計画」に基づき、人と自然が共生する環境共生型の地域社会づくりを目指す公共事業を推進するため、16年度に、構想・設計・施工・管理等の各段階において行う事業評価の「ガイドライン」を策定し、17年9月からガイドラインに基づいて原則として府が行うすべての公共事業について環境面からの評価を行っています。19年度には、2カ年の取組を踏まえ、生活や文化も含めた地域環境との調和を一層重視した公共事業を推進していくため、このガイドラインを改定し、運用しています。

③「環境にやさしい農業」等環境負荷に配慮した農林水産業の推進

(1) 農業

農業は、農地が有する洪水調節、地下水かん養、水質浄化等の機能を維持していくなど、本来、環境と最も調和した産業ですが、欧米では1980年代から農薬や化学肥料、家畜ふん尿等が引き起こす地下水や土壌汚染等、農業生産がもたらす環境破壊が社会問題となり、我が国においても他府県の一部で同様の事例が見られました。

そこで、これからの農業においては、農業が有する環境に対するプラスの機能を維持・増進するとともに、環境に対するマイナス面を軽減する地球環境に配慮した農業を推進する必要があることから、6年に府における「環境にやさしい農業」推進基本方針を策定し、地域における特色ある取組を展開してきました。

また、家畜ふん堆肥等の有機性資源を活用した土づくりと化学肥料・化学農薬の節減を併せて行う高度な農業生産方式の導入を促進するために、11年度に「府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を定め、これらの生産方式を導入する農家の経営計画を知事が認定しています。27年10月末現在の認定数は1,294件で、認定農家をエコファーマーと呼んでいます。

さらに、22年3月には、「土づくりの励行」、「適正な施肥」、「効果的・効率的な防除」、「エネルギーの節減」等に対応した農業生産を目指す「人と環境にやさしい農業推進プラン」を策定し、府内全域での普及・定着を進めています。

また、23年からは、化学肥料・化学農薬を5割以上低減し、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に対し支援する「環境保全型農業直接支援対策」を実施しています。

(2) 畜産業

環境問題に対する意識の高まり等に対応し、家畜排せつ物の野積み、素掘り等不適切な管理を解消し、その有効な利用を図ることが重要な課題となっていたことから、11年7月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が制定され、16年11月から管理施設の構造設備に関する基準を適用しています。

家畜排せつ物処理施設の整備を推進するため、12年に「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」を策定し、この計画に基づき、関係機関の連携指導と家畜排せつ物処理施設整備を集中実施したことにより、府内畜産農家における「不適切な管理の解消」が達成されました。また、府では、家畜排せつ物処理施設による家畜排せつ物の管理が適切に行われるよう指導を行っています。

さらに、21年度には同計画をたい肥の生産と利用の促進を内容とする計画に全面改定し、生産された堆肥を持続性の高い農業生産に役立てる資源循環型農業を推進しています。

(3) 水産業

環境負荷の軽減を図るため、トリガイ・イワガキ等、二枚貝の無

図3-18 イワガキの養殖



給餌養殖を推進するとともに、魚類養殖については食べ残しを出さないよう適切な給餌に取り組んでいます。

(4) 林業

11年から間伐材を利用した木製治山ダムの整備を進めており、木材の利用促進を通じて豊かな森林を育成することはもちろん、地球温暖化防止への貢献や生物多様性保全にも役立てています。

④地域住民活動の支援

府内の優れた自然環境を保全・復元し、自然とのふれあいを推進するとともに、地域住民の積極的な保全活動を促進するため、20年度から「府緑と文化の基金」を活用した指定希少野生生物保全回復府民協働推進事業※により、指定希少野生生物の保全団体への支援を行っています。

※指定希少野生生物保全回復府民協働推進事業：「府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づき、地域住民等と協働して指定希少野生生物の保全回復事業を行う取組を支援しました。

表 3-19 指定希少野生生物保全回復府民協働推進事業（20年度～）

地 区	事業名	実 施 主 体	事 業 概 要
亀岡市	口丹波地域アユモドキ保全回復事業	特定非営利活動法人亀岡人と自然のネットワーク	アユモドキに被害を与える外来魚対策として、駆除調査や啓発シンポジウムを実施
舞鶴市	舞鶴市青葉山地域オオキンレイカ保全回復事業	青葉山レンジャー隊	オオキンレイカの希少性や規制内容について周知事業を実施
南丹市	内久保地域ベニバナヤマシクヤク保全回復事業	美山産官学公連携協議会	ベニバナヤマシクヤクの生息状況調査、希少性や規制内容について周知事業を実施
京都市	雲ヶ畑・足谷地区ベニバナヤマシクヤク保全回復事業	雲ヶ畑・足谷人と自然の会	ベニバナヤマシクヤク保全活動のための研修会や生息環境改善事業を実施
長岡京市	京都府南部オグラコウホネ保全回復事業	乙訓の自然を守る会	泥の浚渫や草木の伐採等、オグラコウホネの生息環境改善事業を実施

6 自然とのふれあいの推進

①自然とふれあう機会の提供

自然環境を適正に保全するには、府民一人ひとりが自然の価値・機能を正しく認識し、保全意識を身につけ、自らその保全に努めることが重要です。このため府では、ポスターやリーフレット等啓発資材を作成し、広く普及に努めるとともに、自然観察会等を実施して、優れた自然にふれることを通じて自然保護意識の高揚に努めています。

また、21年9月に府北部の2国定公園を舞台に「自然公園ふれあい全国大会」が開催されました。これを機に地域住民や関係市町村と協働しながら、自然と共生してきた里地里山の素晴らしい自然景観や暮らしの知恵等にふれあう、府北部の地域資源を活用したエコツアーのモデルコースづくりやガイド養成等に取り組んでいます。

(1) 府自然観察会の開催

府内の優れた自然を訪ねる自然観察会を27年度は4回開催し、多くの方にご参加いただきました。自然観察や生き物とのふれあいを通じて京都の自然の豊かさを伝えるとともに、府内の生物多様性の保全や自然保護について考えていただきました。

(2) 自然観察指導員等研修会の開催

27年度に府内の自然観察指導員や自然観察会等を開催する団体のメンバーを対象に、自然観察の知識や手法等を学び、自然を案内する講師としてのレベルアップを図る自然観察指導員等研修会を開催し、多くの方に受講いただきました。研修会を受講された方は、自然を案内する講師として、今後さらなる活躍が期待されます。

(3) 自然公園指導員研修会

自然公園指導員は、環境相からの委嘱を受け、府内の国立公園・国定公園をフィールドに、利活用のマナー向上、事故防止等と呼びかけるとともに、公園に関する情報提供を行っています。27年度は、京都丹波高原国定公園の指定を控え、研修会を開催。国立・国定公園の利活用アドバイザーとして、今後さらなる活躍が期待されます。

②自然とのふれあいの場の確保

(1) 府自然環境保全地域等の施設整備

保全地域を府民と自然とのふれあいの場として活用するため、4年度から順次、施設整備を実施してきました。安全に保全地域内で自然観察等ができるよう、散策路や道標、手すり等を設置するほか、地域の自然環境や歴史、文化等を紹介する案内板、樹名札、巣箱、休憩施設等の整備を緑と文化の基金事業の一環として取り組んでいます。

(2) 人にやさしい保全地域の推進

府では、9年度から人にやさしい保全地域の推進に取り組みました。この取組では、身体に障害等のある人もない人も、ともに安心して保全地域の自然とふれあえるよう、バリアフリー施設整備を行うほか、ネイチャーフィーリング（体の不自由な人たちとの五感を使った自然観察会の手法）による自然観察のためのガイドマップの作成を行うこととしています。

これまでに、男山府歴史的な自然環境保全地域におけるネイチャーフィーリングの基本計画を策定したほか、その計画に基づき、点字案内板や触知図自然解説板、点字樹名札の設置や車椅子で森の中に進入できるルート等の施設整備や、ネイチャーフィーリングの手法等を紹介したガイドマップの作成を行いました。

(3) 自然公園の利用施設整備

優れた自然環境の中で、地域の特性を活かした自然とのふれあいを推進し、自然公園の利用増進を図るため、国定公園及び長距離自然歩道に関する施設整備計画（府自然環境整備計画）を策定し、野外レクリエーション活動の場として園地、休憩所、野営場、展望施設等を整備しています。また、府立自然公園についても各種の施設を設置して、広く府民が利用できるよう、施設整備・改修を進めています。また、京都丹波高原国定公園の指定を控え、総合地球環境学研究所とも連携しながら、主な見どころに対し、多言語で内容やその背景を紹介する案内板を先行して整備しました。

(4) 都市と農村の交流

農山漁村は、豊かな自然環境や個性ある景観、文化等の様々な地域資源を有し、都市住民等のリフレッシュの場ともなっています。

府では、インターネット等を活用した都市と農山漁村の交流に関する総合的な情報発信や交流拠点の整備に対する支援等を行うとともに、都市住民等の幅広い府民の参加を得ながらこれらの地域資源を維持・保全していく継続的な交流の仕組みづくりを推進しています。

また、丹後の美しい海を活かした観光等との連携を強めながら、遊漁をはじめとする海洋レクリエーション、水産物加工、漁業体験等の「海業」を総合的に展開するとともに、府民が海に親しむ拠点としての漁港・漁村や海岸の整備を行っていきます。これらの取組を通じ、漁村における滞在型の余暇活動（ブルーツーリズム）を推進します。

③自然環境の特性を活かした地域づくり

地域の自然特性を活かした地域づくりを進める一環として、「京都の自然200選」やふるさとの自然観察路を選定し、様々な取組を進めています。

(1) 「京都の自然200選」

自然環境の保全について府民の関心を高めるため、府内に所在する優れた自然環境の中から選定。3年6月に植物部門50点を選定し、順次4年9月に動物部門45点、植物部門（植物群落）5点、5年8月に地形・地質部門46点、7年3月に歴史的な自然環境部門56点の4部門計202点を選定しました。

(2) ふるさとの自然観察路

府民の自然とのふれあいを推進するため、自然に親しむ活動の一環として、府内13カ所の観察適地を選定。誰もが手軽に自然観察を行えるよう、各地域に観察ルートを選定してガイドブック等で紹介しているほか、案内板を設置して各地域の自然の特性等を紹介しています。